

○内閣府令第 号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(教習の時間及び方法) 第三十三条 「略」 2 現に大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習（現に中型仮免許を受けている者に対する大型免許に係る教習、現に準中型仮免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る教習及び現に普通仮免許を受けている者に対する大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習を除く。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科(一)を行わないことができる。 3 現に準中型免許に係る教習（以下この項において「準中型教習」という。）を受けている者が当該準中型教習に代えて普通免許に係る教習（以下この項において「普通教習」という。）を受けられる場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。 〔4～6 略〕	(教習の時間及び方法) 第三十三条 「同上」 2 現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習（次項において「準中型教習」という。）又は普通免許に係る教習（次項において「普通教習」という。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科(一)を行わないことができる。 3 現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。 〔4～6 同上〕

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作 及び基本 走行	応用走行	計
[略]				
大型第二種免許	大型免許	8	9	17
	マイクロバス限定大型免許	10	13	23
	中型免許	10	13	23
	中型車（8 t）限定中型免許	12	16	28
	A T 中型車（8 t）限定中型免許	16	16	32
	準中型免許	13	16	29
	準中型車（5 t）限定準中型免許	15	18	33
	A T 準中型車（5 t）限定準中型免許	19	18	37
	普通免許	15	18	33
	A T 普通免許	19	18	37
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	23	28	51
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	28	59
	中型第二種免許	5	8	13
	中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	11	19
	A T 中型車（8 t）限定中型第二種免許	12	11	23
	準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	13	25
	A T 準中型車（5 t）限定中型第二種免許	16	13	29
	普通第二種免許	15	13	28
	A T 普通第二種免許	19	13	32
中型第二種免許	大型免許	8	9	17
	中型免許	8	9	17
	中型車（8 t）限定中型免許	10	12	22
	A T 中型車（8 t）限定中型免許	14	12	26

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類		現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
			基本操作 及び基本 走行	応用走行	計
[同上]					
大型第二種免許	大型免許		8	10	18
		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		中型車（8 t）限定中型免許	12	17	29
		A T 中型車（8 t）限定中型免許	16	17	33
	準中型免許		13	17	30
		準中型車（5 t）限定準中型免許	15	19	34
		A T 準中型車（5 t）限定準中型免許	19	18	38
	普通免許		15	19	34
		A T 普通免許	19	19	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		23	29	52
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	29	60
	中型第二種免許		5	9	14
		中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
		A T 中型車（8 t）限定中型第二種免許	12	12	24
		準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	14	26
		A T 準中型車（5 t）限定中型第二種免許	16	14	30
		普通第二種免許	15	14	29
		A T 普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（8 t）限定中型免許	10	13	23
		A T 中型車（8 t）限定中型免許	14	13	27

		準中型免許	11	<u>12</u>	<u>23</u>
		準中型車（5 t）限定準中型免許	12	<u>15</u>	<u>27</u>
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	16	<u>15</u>	<u>31</u>
		普通免許	12	<u>15</u>	<u>27</u>
		A T普通免許	16	<u>15</u>	<u>31</u>
		大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	<u>25</u>	<u>47</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	30	<u>25</u>	<u>55</u>
		普通第二種免許	7	<u>3</u>	<u>10</u>
		A T普通第二種免許	11	<u>3</u>	<u>14</u>
	普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）	大型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		中型車（8 t）限定中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		A T中型車（8 t）限定中型免許	3	<u>13</u>	<u>16</u>
		準中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		準中型車（5 t）限定準中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	3	<u>13</u>	<u>16</u>
		普通免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		A T普通免許	3	<u>13</u>	<u>16</u>
		大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>29</u>	<u>46</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	<u>33</u>	<u>54</u>
		大型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
A T普通第二種免許	中型免許	中型車（8 t）限定中型免許又はA T中型車（8 t）限定中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		準中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
	準中型免許	準中型車（5 t）限定準中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
	普通免許	普通免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
		A T普通免許	3	<u>9</u>	<u>12</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>25</u>	<u>42</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	<u>33</u>	<u>54</u>

		準中型免許	11	<u>13</u>	<u>24</u>
		準中型車（5 t）限定準中型免許	12	<u>16</u>	<u>28</u>
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	16	<u>16</u>	<u>32</u>
		普通免許	12	<u>16</u>	<u>28</u>
		A T普通免許	16	<u>16</u>	<u>32</u>
		大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	<u>26</u>	<u>48</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	30	<u>26</u>	<u>56</u>
		普通第二種免許	7	<u>4</u>	<u>11</u>
		A T普通第二種免許	11	<u>4</u>	<u>15</u>
	普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）	大型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		中型車（8 t）限定中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		A T中型車（8 t）限定中型免許	8	<u>14</u>	<u>22</u>
		準中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		準中型車（5 t）限定準中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	8	<u>14</u>	<u>22</u>
		普通免許	8	<u>13</u>	<u>21</u>
		A T普通免許	8	<u>17</u>	<u>25</u>
		大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>30</u>	<u>47</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	<u>34</u>	<u>55</u>
A T普通第二種免許	大型免許	大型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
	中型免許	中型車（8 t）限定中型免許又はA T中型車（8 t）限定中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		準中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
	準中型免許	準中型車（5 t）限定準中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
	普通免許	普通免許	8	<u>13</u>	<u>21</u>
		A T普通免許	8	<u>13</u>	<u>21</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>26</u>	<u>43</u>
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	<u>34</u>	<u>55</u>

備考 表中の「」の記載は注記である。

		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	28	50
備考 [1～13 略]					
14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。					

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間(時限数)		
		学科Ⅰ	学科Ⅱ	計
[略]				
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	6	11	17
	[略]			
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	6	11	17
	[略]			
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	6	11	17
	[略]			
備考 [略]				

		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51
備考 [1～13 同上]					
14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。					

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間(時限数)		
		学科[一]	学科[二]	計
[同上]				
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	[同上]			
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	[同上]			
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	[同上]			
備考 [同上]				

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和七年九月一日から施行する。

（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「24」を「23」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に改め、同表の中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「13」を「12」に、「16」を「15」に、「26」を「25」に、「4」を「3」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「23」を「22」に、「27」を「26」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「32」を「31」に、「48」を「47」に、「56」を「55」に、「11」を「10」に、「15」を「14」に改め、

同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「８」を「３」に改め、同項の応用走行の欄中「１０」を「９」に改め、同項の計の欄中「１８」を「１２」に改め、同表のＡＴ普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「８」を「３」に改め、同項の応用走行の欄中「１０」を「９」に改め、同項の計の欄中「１８」を「１２」に改め、同表の備考１４中「５時限」を「４時限」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「１４」を「１３」に、「１７」を「１６」に、「１９」を「１８」に、「９」を「８」に、「１２」を「１１」に改め、同項の計の欄中「２４」を「２３」に、「２８」を「２７」に、「２９」を「２８」に、「３０」を「２９」に、「３４」を「３３」に、「１４」を「１３」に、「１８」を「１７」に、「２０」を「１９」に改め、同表の中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「１０」を「９」に、「１４」を「１３」に、「１３」を「１２」に、「１７」を「１６」に、「１６」を「１５」に、「２０」を「１９」に、「３０」を「２９」に、「４」を「３」に、「８」を「７」に改め、同項の計の欄中「１８」を「１７」に、「２２」を「２１」に、「２３」を「２２」に、「２７」を「２６」に、「２４」を「２３」に、「２８」を「２７」に、「３２」を「３１」に、「４９」を「４８」に、「５７」を「５６」に、「１１」を「１０」に、「１５」を「１４」に改め、同表のＡＴ中型第二種免許の

項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「13」を「12」に、「16」を「15」に、「26」を「25」に、「4」を「3」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「45」を「44」に、「53」を「52」に、「11」を「10」に改め、同表の普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に、「22」を「16」に改め、同表のAT普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表の備考14の第二号中「5時限」を「4時限」に改める。

第三条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「24」を「23」に改め、同表の中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表のAT中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表の普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）の

項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表のAT普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、 「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、 「22」を「21」に、 「24」を「23」に改め、同表の中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、 「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、 「22」を「21」に改め、同表のAT中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表の普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に、 「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に、 「22」を「16」に改め、同表のAT普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改める。

第四条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「29」を「28」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「33」を「32」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「38」を「37」に、「52」を「51」に、「60」を「59」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に、「26」を「25」に改め、同表の備考14の第三号中「5時限」を「4時限」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「18」を「17」に、「17」を「16」に、「21」を「20」に、「19」を「18」に、「23」を「22」に、「33」を「32」に、「9」を「8」に、「13」を「12」に、「12」を「11」に、「16」を「15」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「33」を「32」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「38」を「37」に、「53」を「52」に、「61」を「60」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に、「26」を「25」に改め、同表のAT大型第二種免許の項の応用走

行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「29」を「28」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「24」を「23」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「49」を「48」に、「57」を「56」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に、「26」を「25」に改め、同表の備考14の第三号中「5時限」を「4時限」に改める。